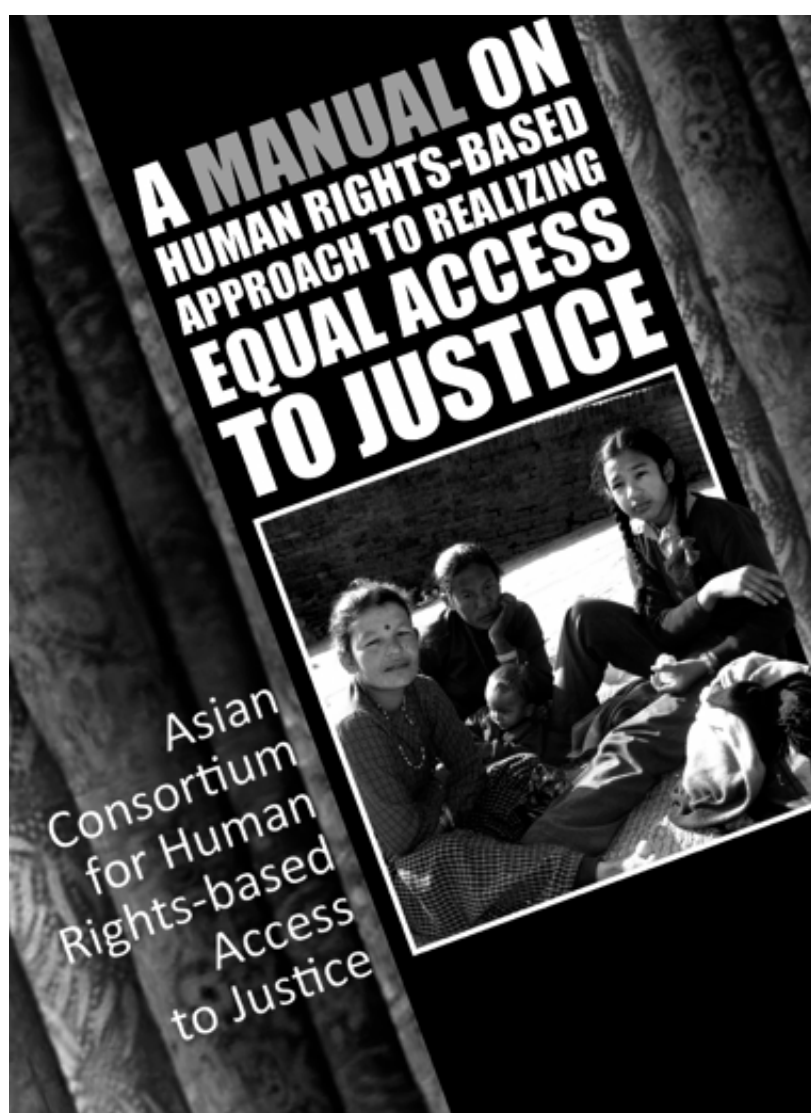

人権ベースの司法への平等なアクセス 入門書



翻訳・発行：一般財団法人 アジア・太平洋人権情報センター
(ヒューライツ大阪)

2013年8月

(表紙写真) 翻訳原本『A MANUAL ON HUMAN RIGHTS-BASED APPROACH TO REALIZING EQUAL ACCESS TO JUSTICE』の表紙

©Asian Consortium for Human Rights-based Access to Justice

人権ベースの司法への平等なアクセス

入門書

目次

謝意	P. 1
はじめに	P. 2
パートI 司法への平等なアクセスへの人権ベース・アプローチ	P. 3
1. 司法への平等なアクセスへの人権ベース・アプローチを定義する.....	P. 3
2. 司法への平等なアクセスを実現するための人権アプローチの基礎	P. 3
3. 司法への平等なアクセスを実現するための人権アプローチの要素	P. 6
a. 人間が中心	P. 6
b. 平等なアクセスの複合的側面	P. 7
c. 公式および非公式“救済制度”	P. 7
d. 司法	P. 9
パートII 段階とステップ：人権ベースの司法への平等なアクセス・ プロジェクトの開発と管理	P. 10
1. 分析	P. 11
2. 計画	P. 16
3. 実施	P. 22

謝意

この入門書の出版・発行は国連開発この入門書の出版・発行は国連開発計画－アジア・太平洋地域センター（UNDP-PRC）および国連民主主義基金（UNDEF）の資金援助により実現しました。これら二つのプログラムが、“人権ベースの司法アクセスのためのアジア連合（HRBA2J-Asia）”による人権ベースの司法へのアクセスを促進させる活動に資金を提供してくれました。本書はその一環として発行されることになりました。

HRBA2J-Asiaの北東アジアにおける団体メンバーとして、アジア・太平洋人権情報センター（ヒューライツ大阪）と人間安全フォーラム（HSF）はこのプロジェクトに共同で取りくみました。

この入門書の英語原本を日本語に訳してくれた小森恵さん、そして、出版までのデザインおよびレイアウトを行なってくれた川本和弘さんにお礼を申し上げます。

はじめに

この入門書は、初の試みとして、司法へのアクセスの課題にとりくむ日本の機関・組織に、人権ベースの司法へのアプローチの概念と使用を紹介するものです。

この入門書は、2011年に“人権ベースの司法アクセスのためのアジア連合（HRBA2J-Asia）”が出版した“司法への平等なアクセスの実現のための人権ベースのアプローチに関するマニュアル”を基にしています。マリア・ソコロ・ディオクノとマリア・ヴィクトリア・ディオクノがそのマニュアルを執筆しました。

この入門書は人権ベースの司法へのアクセスの原則および概念について述べたものであり、プログラムやプロジェクトの開発、実施および評価にこのアプローチを使用するときの基本書となります。

この入門書はまた、プログラムやプロジェクトの開発、実施および評価に焦点を絞っているため、専門用語による手引きを提供しています。そのため、理解が難しいように見えるかもしれません。

この入門書の目的は、人権に直接関係する、あるいは人権に影響を与えるプロジェクトに、人権原則は間違いなく適用可能であることを示すことにあります。

パートI 司法への平等なアクセスへの人権ベース・アプローチ

1. 司法への平等なアクセスへの人権ベースのアプローチを定義する

国連開発計画（UNDP）は司法への平等なアクセス（以下、EA2J）を、“人権基準に基づいて、公式あるいは非公式の司法制度を通して救済を模索して手に入れる人びとの能力”と定義している。^{注1)} それは提供する側だけではなく、司法救済を探し出して要求する人びとの能力の強化を目指す。^{注2)} それは、司法へのアクセスの基本的要素を苦情、救済、必要な措置そして必要な能力と捉えられている。^{注3)} このアプローチの事例としてインドネシアのLEADプロジェクトがある。これは、自分たちの権利を理解して要求する市民社会およびコミュニティの能力を構築することに焦点をあてている。^{注4)} これら定義はEA2Jの能力の側面にフィットしていると思える。一方、UNDPは、司法へのアクセスは貧困撲滅と人間開発に欠かせない要素であるということにも留意している。これはむしろ手段の側面に近い。それは、脆弱な集団は、人権侵害を含む犯罪や違法行為の被害者になりやすいということを示している。

犯罪と違法行為は貧しくて恵まれない人びとに大きな影響をもたらす。なぜなら、それら人びとは大抵簡単に補償を手にするにはできないため、さらに貧しくなるからだ。同時に、“司法メカニズムは貧困を克服する道具として使うことができるし”、“暴力的な対立を招く危険性を軽減する最良の方法”である。^{注5)} さらに、UNDPはプログラムや計画立案に人権ベース・アプローチとなる人権基準や規範を使用している。それは、“司法へのアクセスは、それゆえ、個人の裁判へのアクセスを向上させたり、法的代理を保障したりする以上のものである”ことを示している。それは、法律のおよび司法的結果は公正で公平であることを確保する観点から定義されなくてはならない。^{注6)}

人権アプローチの事例に、2004年の津波で被害を受けたコミュニティの再定住がある。それはUNDPの2009年4月の報告書“津波が残したもの：革新、飛躍そして変化”に記述されている。津波への最初の対応（とりわけ、被災コミュニティの再定住に関して）は権利ベースではなかった。2009年の報告書はそこから学んだことが反映されており、コミュニティを安心させることがすべてのプロジェクトの中心にあり、計画段階から実施段階に至るまでそのことが含まれていた。

2. 司法への平等なアクセスを実現するための人権アプローチの基礎

EA2J実現の人権アプローチは国家が署名して批准した国際人権条約、宣言、基本ルール、指針および原則に書かれた国際人権法原則の一般的規準から引き出される。これら文書はEA2Jを一つの人権あるいは一式の人権群として見

しており、すべての人権の完全享有と実現に向けた欠くことのできない触媒として見ている。

現在8つの主要な人権条約がある。

- ・ 市民的及び政治的権利に関する国際規約（ICCPR）
- ・ 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（ICESCR）
- ・ 人種差別撤廃条約（ICERD）
- ・ 子どもの権利条約（CRC）
- ・ 女性差別撤廃条約（CEDAW）
- ・ 障害者権利条約（CPD）
- ・ 拷問等禁止条約（CAT）
- ・ 移住労働者権利条約（CMW）

8つの主要な人権条約のうち、障害者権利条約だけが司法への平等なアクセスの権利を明示的に認めている。その他の主要な人権条約は、一つにまとめればEA2Jを構成する、あるいはEA2Jを通して享有できる、実質的で手続きに関する人権一式を保障している。人権条約はそれを署名して批准した国家を文字通り“合意は守らなくてはならない”という理由で法的に拘束している。

EA2Jを人権として認める方向に向かう世界的潮流を反映して、多数の国際人権宣言、ルールそして指針と原則は、EA2Jを基本的人権として認めている。^{注7)} これら宣言、ルールそして指針と原則は国家を法的に拘束はしないが、EA2Jが人権を実現する一つの人権あるいは手段であることを多数の国家が認め、受け入れていることを表わしている。EA2Jに関連する宣言、ルールそして指針と原則には次のものがある。

宣言

- ・ 世界人権宣言（UDHR）
- ・ 発展の権利宣言（DRTD）
- ・ 普遍的に認知された人権と基本的自由の促進と保護に対する社会の個人、集団および組織の権利と責任に関する宣言
- ・ 先住民族の権利宣言
- ・ 女性への暴力撤廃宣言
- ・ 強制失踪からすべての人を保護する宣言
- ・ 犯罪および権力乱用の被害者の司法の基本原則の宣言

原則

- ・ 指針案 “極貧と人権：貧困層の人びとの権利”
- ・ 国際人権法の重大な侵害と国際人道法の深刻な侵害の被害者の救済と賠償の権利に関する基本的原則と指針
- ・ 囚人の処遇に関する基本原則
- ・ あらゆる形態の拘禁あるいは投獄にあるすべての人の保護のための一連の原則
- ・ 司法の独立性に関する基本原則
- ・ 司法の独立性に関する基本原則の効果的実施のための手続き
- ・ 法執行官の行動規範
- ・ 法執行官の行動規範の効果的実施のための指針
- ・ 法執行官による武力および銃器の使用に関する基本原則
- ・ 拷問およびその他の残虐、非人間的あるいは品位を貶める処遇または処罰からの囚人および被拘禁者の保護における医療従事者、特に医師の役割に関する医療倫理の原則
- ・ 拷問およびその他の残虐、非人間的あるいは品位を貶める処遇または処罰の効果的調査と記録に関する原則
- ・ 超法規的、恣意的および即決処刑の効果的予防と調査に関する原則

指針

- ・ 青少年の犯罪防止に関する指針（リヤドガイドライン）
- ・ 検事の役割に関する指針

ルール

- ・ 囚人の処遇に関する基本最低ルール
- ・ 囚人の処遇に関する基本最低ルールの効果的実施の手続き
- ・ 自由をはく奪された青少年の保護に関するルール
- ・ 青少年の裁判権に関する基本最低ルール（北京ルール）
- ・ 非拘禁措置に関する基本最低ルール（東京ルール）

大半の人権条約および文書はそれらを国内法に組み込むよう国家に要求している。しかし、すべての国家が実際にこの要求に応じているわけではない。国際人権文書の国内実施は国により異なる。各国の憲法、法律および手続きに大きく依存している。例えば、フィリピンでは、国際人権文書は2つの憲法手続、すなわち編入^{注8)}と変換^{注9)}によりフィリピン法の一部を成す。フィリピン最高裁判所はまた国際人権文書を多数の決定によって施行してきた。

3. 司法への平等なアクセスを実現するための人権アプローチの要素

EA2J実現に向けた人権アプローチは、「人間が中心」、「平等なアクセスの複合的側面」、「公式および非公式‘救済制度’^{注10)}」、そして「司法」の4つの必須要素からなる。これらはすべて人権基準、規範および原則から由来している。

a. 人間が中心

アプローチの中心には人間（権利を主張する人）がいて、その人固有の価値観は、交渉の余地がなく奪うことができない人間の尊厳の原則により強調される。人間の尊厳の原則は一人ひとりの個性と完全性を認める。それは、個人および個々の集団のEA2J問題と懸念を扱う際、すべての人に人道的取扱いと、個々に合わせた支援、方法および取扱いが必要なことをほのめかしている。例として、子どもに関するEA2Jの問題と懸念に対処する際に、子どもにとっての最善の利益を促進し、子どもを中心にしたアプローチを取り入れること；EA2J問題と懸念を含み先住民族に関するすべての問題に関して、彼/彼女らの自由で優先的、かつ情報に基づく承諾を尊重すること；そして、EA2Jにおいては、法を犯した者への措置は拘禁を伴わない措置が好ましいとされる。

人間が中心は、すべての人権を尊重するという原則に基礎を置き、すべての人権の普遍的適用、不可分性そして相互依存性を認め、促進する。

個人をEA2Jのアクションの中心に位置づけることは人権の責任ある行使の原則を強化するもので、すべての人が他者の人権を害したり、脅かしたりあるいは無効にすることなく自分の人権を行使することを求めている。

人間に焦点をあてることは、非差別と平等の原則の適用を要求するもので、それは、経済的、社会的、政治的、宗教的および文化的背景、年齢、障がいの有無あるいはその他の状況に関係なく、すべての女性・男性によるすべての人権の享有と実現を保障する。非差別の原則は、汚名を着せてはならないことを要求しており、いかなる個人あるいは集団に対しても、あらゆる恥辱、不名誉、侮蔑あるいは社会的に認めがたいという汚名を着せてはならないと律している。

人間が中心は参加という人権原則に導かれる。それは、すべてのEA2J主体、とりわけ人権が最も危険にさらされている人びとの積極的な包摂と巻き込むことを必要とする。それはエンパワメントにも導かれる。そこでは、司法の追求は、EA2Jに関する問題への解決を見出すために、人びとが自分のためあるいは他者のために、自由に思考して行動する能力を尊重することになる。それはまた、さらに脆弱な人びとに注意を向ける。それには、貧しい人、先住民族、子ども、女性、障がいをもつ人、被害者、犯罪者、移住労働者を含

み、人権の享有と実現から排除された人びとだけに専念する司法の担い手が求められる。

b. 平等なアクセスの複合的側面

EA2J実現への人権アプローチは、公式および非公式“救済制度”へのアクセスの平等性を通して、公正で効果的で迅速な結果を促す。平等なアクセスは5つの重要な人権規範から引き出される；**裁判所への平等なアクセス、法の下での平等、法による平等な保護**（これは機会均等と、すべての人の司法実現に必要な手段の平等を内包しており、実質的（事実上の）平等^{注11}）と形式的（法律上の）平等^{注12}）を法制化している）、非差別（これは、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的あるいは他の意見、民族的あるいは社会的出身、財産、出生、障がいの有無、年齢、国籍、婚姻や家族の地位、性的指向と性同一性、健康状態、居住地、経済的および社会的状況、そして所属団体などの理由に基づく、公式および非公式“救済制度”からの排除、規制、取扱いあるいは優先を禁止している）、そして正義の探求と獲得への、自由で、自発的で、活発で、不当な干渉や脅しのない**参加**。

EA2J実現の人権アプローチは、行為および結果における人権義務への厳格な固執を促進する。人権は国家（義務保持者^{注13}）に、すべての人権の実施、促進および保障に向けて行動し（すなわち、行為の義務）それらをもたらす義務（すなわち、結果の義務）を課している。これは、人権は国家と人民の関係性を管理し、それによって国家にすべての人権を保障する一義的責任を課す。人権義務は、容認できる行為の規範、基準および原則から成り、国家の行動を制限してチェックする。人権義務はレベルが多様であり、漸進的実現の義務、平等の義務、非差別の義務、国際協力と援助の義務、そして人権の尊重と保護と遂行（促進してもたらす）などの中心的義務を含む。

平等なアクセスの保障は複合的な側面をもつ中核的な（減損できない）人権義務である。平等なアクセスを保障する義務は、公式および非公式な司法の様式、主体者および“救済制度”への、差別のない物理的、経済的、言語的なアクセスとその情報へのアクセスの保障を含む。

c. 公式および非公式“救済制度”

“救済制度”はサンデルが2009年に作った造語であり、司法の問題への公的対応を指す。この枠組みの中、“救済制度”という言葉は公式な司法制度（裁判、法廷、準司法機関、行政機関、オンブズマン、国内人権機関、公共団体、他）と非公式な司法制度（土着の裁判制度、修復的司法制度、非公式な苦情受付メカニズム、代替的紛争解決、コミュニティ調停、メディアアクションライン、相談や支援機関、そして人権享有と実現を促進するNGO、コミュニティ組織、労働組織、職能組織）の両者を指す。公式および非公式の

司法制度は両者とも人権の全領域（市民的、文化的、経済的、政治的および社会的権利）に拡がる人びとの問題に対応する。

公式および非公式な救済制度は修復の権利の実現に不可欠である。修復の権利はあらゆる人権侵害に対する修復を求める権利であり、この権利から、侵害を防止して調査する義務、侵害に対して適切な行動をとる義務、そして被害者の原状回復を可能にする義務が生じる。修復の権利は基本的に4つの形をとる。

公式および非公式の救済制度は行為の義務と結果の義務に導かれ、人権侵害に対処する。義務の不履行のケースがすべて人権侵害を成すものではないことに留意しなくてはならない。

『原則として、国家が行為の義務の履行を怠った場合、そうした不履行は人権侵害となる。』

『一方、国家が達成すべき結果を達成できなかった場合、国家は、その制御の範囲を合理的に超えた理由によりその結果を達成できなかったことを示す必要がある。』

『国家の能力の欠如と、国家の条約義務に従うことへの不本意さの違いを明確にしなくてはならない。』^{注14)}

公式および非公式救済制度を通じた原状回復の権利は以下を伴う；公式な法的保護、司法の平等な提供、法的助言、支援およびその他関連するサービス、法律および裁判制度の改革、救済司法制度の改革、代替的紛争解決、コミュニティ調停、土着の裁判制度、修復的司法制度、政策提言と社会的動員、そして能力構築である。

司法の独立、すなわち、判事、弁護士および検事の独立性は救済制度にとって欠かせない重要な人権基準である。司法の独立性は不偏、公平性、そして判事、弁護士、検事およびその他司法関係者の能力を絶対不可欠とする。それは、法律に沿った、事実に基づく行動と、不適切な影響や圧力なしに到達した決定を必要とする。司法の独立性は公平性と迅速なアクションからなる平等の人権原則により導かれる。

司法の独立性はいくつかの人権原則を伴う。

- ・ アカウンタビリティ：これはすべての司法主体および救済制度に反応、責任、資格、有効性、能力そしてプロ意識を再び課す。
- ・ 透明性：これは明確なルールと手順、司法救済、プロセス、主体、制度と手順に関する質の高い完全でタイムリーな情報の利用可能性と直接的な入手可能性、司法主体と制度によるタイムリーな行動、そして腐敗の不在を必要とする。

- ・ 人権が最も危険な状態にある人びとに対する救済制度の反応性
- ・ 法の支配：これは法律の機械的あるいは厳格な適用以上のものを伴うが、法の優位性、法の前での平等、法に対する責任、法の適用における公平性、権力からの分離、参加、法的確実性、専断の回避、そして手続きおよび法律上の透明性^{注15)}と同等である。
- ・ 参加：
 - ・ 釣り合い：これはバランスのとれた公平なEA2Jの手段、対策、そして追求するEA2Jの結末や結果と均衡のとれた対応の採用と実施を必要とする。
 - ・ 監督者の責任：これは最高の地位にある政府高官が、彼らの権限、監督あるいは指示のもとにある人間あるいは集団による人権侵害を防止する適切な機会があったにも関わらず、それを怠った場合、それら高官に責任をとらせるものである。

EA2Jの実現は、公式および非公式の司法手法、主体および救済制度は適正手続を支持しており、推定無罪、公正で公開された迅速な審問など、手続き上の権利を保障していること、そして、それらは利用可能で、文化的に容認されており、質が高いということを前提としている。

d. 司法

司法は、人権の完全なる尊重と、人権の不可分性および相互関連性という二つの極めて重要な規準に導かれる：これは司法が、行為と結果の義務を負い、完全なコンプライアンスでもって、すべての人の人権の完全なる享有を保障することを求める。人権の視点より、司法は人権侵害を防止し、人権侵害に対して賠償を提供し、すべての人権の平等で差別のない享有の機会を再配分および創造しなくてはならない。司法は独立性、責任および透明性の人権原則により導かれる。

パートII 段階とステップ：人権ベースの司法への平等なアクセス・プロジェクトの開発と管理

人権ベースの司法への平等なアクセス・プロジェクトの開発と管理には3つの段階があり、それぞれの段階には以下に挙げるいくつかのステップがある。

段階1：分析

1. 国の人権枠組みを考察して国の人権への関わりを調べる。
2. 人権関係における問題を特定する。
3. 主体、彼／彼女らの人権、責任、義務および責務を理解する。
4. ジェンダーの側面、問題および懸念を平等と非差別の文脈で考える。
5. 人権の実現、人権義務と責務への固守、排除、脆弱性、不正義そして差別における力関係を評価する。
6. 人権に関する考慮事項における目的と目標を書き出し、次いで、平等な司法アクセス、または、権利侵害からの救済の促進のために最適な目的および目標を決定する。
7. どの問題、ゴールおよび目標に対処すべきかを人権規範、基準そして原則の取り入れに最も資するものを判断基準にしながら選ぶ。

段階2：計画

8. プロジェクトのゴール（あるいは影響）、目的（あるいは結論）、産物（あるいは結果）そして人権関係における活動を設定し、これらの縦のロジックを確認する。
9. 人権の文脈でリスクと前提を規定し、適切な安全装置を設計する。
10. 指標と目標値を設定し、関連する人権規範、基準および原則により導かれる確認の手段および情報源を特定する。
11. 活動のスケジュールを立て、マイルストーン(里程標)を設定し、特定の責任および責任者を明らかにする。
12. 必要な予算やその他のインプットや資源を見積もる。

段階3：実施

13. 参加、責任、非差別、透明性、人間の尊厳、エンパワメントおよび法の支配を確保しながら、プロジェクトを実施する。
14. 実施中のプロジェクトを、関連する人権規範、基準および原則と照らし合わせながら監視する。

15. 定期的に、そして終了時に、人権規範、基準および原則に関係させながらプロジェクトの成果を査定する。

段階とステップについては次のセクションで説明をする。

段階 1 : 分析

分析はあらゆるプロジェクトの発展の基礎を形成する。分析は、論争、事件、状況あるいは問題を、直接人権につなぎ、人権が実現され、義務が遂行され、正義が享有される範囲を検討する。分析は以下のようなやり方がある。

- ・ 参加型 — クレームホルダー、義務を負う人およびその他の主体の、自由で活発な関与を追求する。
- ・ 責任 — クレームホルダーは人権を責任をもってどの範囲まで行使して享有したのか、義務を負う人は人権義務をどこまで遂行したのか、そして他の主体は人権の責任にどこまで従ったのかを調べる。
- ・ 非差別 — 禁止されている根拠により、個人あるいは集団に及ぼす状況あるいは問題の影響を綿密に調べる。
- ・ 透明性 — タイムリーにすべての関係者が入手し利用できる包括的で事実に根差したデータや情報を基に。
- ・ 人間の尊厳に照準を合わせる — 人権の享有がごくわずかしかできておらず、その人権が最も危険にさらされている人びとの抱える問題や状況を注意深く見る。
- ・ エンパワリング — 異なるレベルで機能している力の関係と力学を徹底的に調査し、問題や状況に対する力の効果を査定する。
- ・ 平等 — 公平でバランスがとれ、問題や状況の肯定的および否定的側面を提示する。^{注16)}

分析は7つのステップからなる。

ステップ 1. 国の人権への関わりを、国の人権枠組みを再評価しながら調べよ。

司法への平等なアクセスの強化を目指すプロジェクトは、以下の項目に特別の注意を払う。

- ・ 国が批准した人権条約
- ・ 人権条約の報告義務のもと提出された報告に関して条約監視機関が出した総括所見あるいはコメント。

- ・ 通報あるいは被害者の申し立てに対する条約監視機関の意見あるいは決定と、その他の慣習的に拘束力のある人権文書。
- ・ 救済制度の利用可能性、文化的受容性および質の複合的側面と、関連人権原則、基準および規範に関連する憲法あるいは基本法の条文、国内法、ルール、規制、行政指令、条例やその他の地方自治体の命令および法理論。

不正義の救済を目指すプロジェクトは、以下に対して特別の注意を払う。

- ・ 国が批准している人権条約
- ・ 条約監視機関の総括所見
- ・ 条約監視機関の意見
- ・ その他の慣習的に拘束力のある人権文書、憲法あるいは基本法の条文、国内法、規則、規制、行政指令、条例およびその他の地方自治体の命令、そして、人権全般に関する人権原則、基準、規範に関する法理論

国内法あるいは手続きは、国による国際人権法の取扱いを牽引する。国の、人権へのコミットメントを調べる時、国が国際人権法をどう取扱っているかを調べることも重要である。

ステップ2. 人権関係における問題を把握せよ。

国の人権枠組みから引き出した人権基準や規範、並びに参加、責任、非差別、透明性、人間の尊厳および法の支配の原則を適用することを忘れてはならない。

司法への平等なアクセスの強化を目指すプロジェクトは、救済制度の利用可能性と入手可能性、文化的受容可能性と質などの複合的側面と、関連する人権原則 基準および規範に関する問題を明確にする。

不正義の是正を目指すプロジェクトは、人権、とりわけ補償の権利の享有あるいは非享有、行為と結果の人権義務の順守あるいは非順守、不平等、排除、不正義および関係する人権原則、基準、規範に関する問題を明確にする。

ステップ3. 主体、彼らの人権、責任、義務および任務を理解せよ。

人はすべてのEA2J介入の中心にある。誰が影響を受けているのか、なぜ、いかにして影響を受けているのか、他の人びとにどう関係するのか、他の人びとの行動は影響を受けている人の生活の質にどのようにインパクトを与えて

いるのかを把握することは、司法への平等なアクセスを強化したり不正義を是正するプロジェクトの設計に役立つ。

司法への平等なアクセスの強化を目指すプロジェクトは、救済制度の利用可能性と入手可能性、文化的受容性そしてその質など、複合的側面と関係する主体を特定し、以下の事項に特別な注意を払うこと。

- 司法へのアクセスをほとんどあるいはまったく持たない人（クレームホルダー：その人たちは誰なのか、どのような状況にあるのか、司法へのアクセスを阻む障壁は何か、彼／彼女らの特徴、脆弱性および不利益、彼／彼女らの価値体系、能力、個人としておよび集団の一員としての長所と短所を理解する。また、彼／彼女らはどの人権を享有しており、どの人権が否定される危険にあるのかを知る必要がある。EA2J介入の対象は、司法へのアクセスをほとんどあるいはまったく持たないクレームホルダーであるべきだ。
- 利用可能性、入手可能性、文化的受容性および救済制度の質の複合的側面を保障することに責任をもつ人びと（義務を負う人）。その人たちは誰なのか、彼／彼女らは司法への平等なアクセスを妨害するものに対処しているのか、対処しているならばどのように、対処していないならばなぜ対処しないのか、彼／彼女らの個人としてそして機関としての能力、長所、短所を理解する。また、彼／彼女らの価値体系、公式および非公式の環境（法律、政策、規則、慣行、既存の規制およびその他のフレームワーク、など）、行為と結果の人権義務、そして彼らが人権義務に従うべき範囲を把握する。
- その人の関心や行動が司法への平等なアクセスに肯定的あるいは否定的なインパクトを与えるその他の主体。彼／彼女らは誰なのか、司法への平等なアクセスを促進あるいは妨害する理由、そして彼／彼女らのクレームホルダーおよび義務を負う人との関係、あるいはそれらの人びとに向けられる力や影響力を理解する。

不正義の是正を目指すプロジェクトは、クレームホルダーが自分たちの人権、とりわけ補償の権利を享有しているか、義務を負う人は行為と結果の人権義務を忠実に守っているか、そしてその他の主体は責任をもって自分たちの権利を行使し、自分たちの利益と関心を促進しながらきちんと任務に従っているかを注意深く検討する。次の事項に特別な注意を払う。

- 不正義を被っている人びと（クレームホルダー）：その人たちは誰なのか、そしてどのような状況にあるのかを理解する。彼／彼女らの人権の享有および行使において直面している障壁、彼／彼女らの特徴、脆弱性、不利益について知る。個人および集団の一員としての彼／彼女らの価値体系、能力、長所と短所についても深く理解し、どの人権を享有し、どの人権が剥奪の危機にあるのかを理解する。クレームホ

ルダーへのEA2J介入において、その焦点は、不正義による被害を最も受けている人びとに向けられるべきだ。

- ・人権の漸進的実現の保障に責任がある人びと（義務を負う人）：その人たちは誰なのか、彼／彼女らの個人としてそして機関としての能力、長所、短所を理解する。彼／彼女らの価値体系、公式および非公式環境（法律、政策、規則、慣行、既存の規制およびその他のフレームワーク、など）、行為と結果の人権義務、そして彼らが従うべき人権義務の範囲を把握する。
- ・その人の関心や行動が司法への平等なアクセスに肯定的あるいは否定的なインパクトを与えるその他の主体。彼／彼女らは誰なのか、司法への平等なアクセスを促進あるいは妨害する理由、そして彼／彼女らのクレームホルダーおよび義務を負う人との関係、あるいはその人たちに及ぼす力や影響力を理解する。

ステップ4. ジェンダーの側面、問題および懸念を平等と非差別の文脈で考えよ。

女性が司法にアクセスをしたり、人権を享有あるいは実践することを妨害する、平等上のギャップ、差別的様式、排他的慣行、エンパワメントや能力上のギャップ、文化的及び伝統的慣行あるいは生活様式に特別の注意を向けること。女性の権利の享有や司法へのアクセスに否定的な影響を及ぼす一見ジェンダー中立に見える法律、政策、プログラム及び慣行、そして、いずれかの性に優劣をつけたり、性のステレオタイプを促すようなその他の慣行を注意深く調査すること。ILOの参加型ジェンダー監査はジェンダー分析に有用かもしれない。

ステップ5. 人権の実現、人権義務と責務への固守、排除、脆弱性、不正義そして差別における力関係を評価せよ。

人権に基づく分析は“社会のすべてのレベルにおける権力関係に向けられたものとなる；それは貧困と搾取の根幹を成す権力の問題にも向けられ、人びとに力を与えることも奪うこともある社会の性質を明らかにする。” CAREとOxfamは、人権は、人びとの人権とそれに対応する義務に根ざした一層深いレベルの分析を要するものであると強調する。“権利ベースのアプローチは、人びとに一般的に言及される諸問題にとどまらない問題意識を持つことを促す分析を求めるのである。それは改善が強く求められる諸問題として取り組まれるべき権力関係についての、厄介かつ、捉えどころもない、しかし極めて重要な要素に意識を向けさせることに寄与するのである。こうした分析を以てすれば、介入は善意による提供としてのもの以上に、汚職、透明性欠如、または、参加型統治の欠如のような諸問題に向けられたものとして意識されることになるであろう。^{注17)}

平等な司法アクセスの促進を目指す取り組みにおいては、アクセシビリティの多面性、可用性、ならびに救済の制度および関連する人権諸原則、諸基準、および諸規範についての文化の受容性に関連して、権力の力学的原理を分析すべきである。

平等な司法アクセスの促進を目指す取り組みにおいては、人権、とりわけ救済の権利の享有あるいは非享有との関係、及び、行為と結果、不平等、排除、不正義そして差別の人権義務の履行あるいは不履行と、関連する人権原則、基準、規範の履行あるいは不履行の関係における力関係を評価せよ。

ステップ6. まず人権に関する考慮事項における目的と目標を書き出し、次いで、平等な司法アクセス、または、権利侵害からの救済の促進のために最適な目的および目標を決定せよ。

目的および目標を書き出すことで、ステップ1から5において批判的に指摘された内容を、人権に直接関係する現実的かつ達成可能で実際的な内容のものとして再構成できる。

司法への平等なアクセスの強化を目指すプロジェクトは、救済制度の利用可能性、入手可能性、文化的受容性と質の複合的側面と、関連する人権の諸原則、諸基準、諸規範に対処するゴールと目標を練る。そして、その中のどれが司法への平等なアクセスの強化に最適かを決める。

不正義の是正を目指すプロジェクトは、行為と結果の人権義務と関連する人権の原則、基準、規範に従って、人権、とりわけ補償の権利の完全で平等で差別のない享有を促進するゴールと目標を練り、その内のどれが不平等の是正に最適かを決める。

ステップ7. どの問題、ゴールおよび目標に対処すべきかを人権規範、基準そして原則の取り入れに最も資するものを判断基準にしながら選択せよ。

選択するときには、本質的価値を理由にして、一つの人権が他の人権より優先されることはないということを忘れてはならない。人権の漸進的な実現におけるさまざまな段階において現実的な理由で特定の人権が優先されることはあっても、いかなる人権もその実現の段階で意図的に無条件の退化を強いられてはならない。最低限、初期レベルの実現を維持しなくてはならない。さらに、選択は、参加、責任、平等、非差別、透明性という人権原則を最大限に支持する介入に強調を置き、必ず人間の尊厳と最も脆弱な人びとへの注意を促進しなくてはならない。

司法への平等なアクセスの強化を目指すプロジェクトは、救済制度の利用可能性、入手可能性、文化的受容性および質の複合的側面と、関係する人権原則、基準、規範に対処するゴールを選ぶこと。

不正義の是正を目指すプロジェクトは、人権、とりわけ補償の権利の完全で平等で差別のない享有と、行動と結果の人権義務と関係する人権原則、基準、規範の順守を促進するゴールを選ぶこと。

段階2：計画

計画には分析を論理的な枠組みマトリックスに置き換える作業を伴う。論理的枠組みマトリックスはプロジェクトの論理的リンケージから引き出され、プロジェクトの手段を目的につなげる。これら論理的リンケージは垂直と水平ロジックにより表現される。垂直ロジックは、“プロジェクトが何をしようとしているのかを同定し、因果関係を明らかにし、プロジェクトマネージャの管理の域（コラム1と4）^{注18)}を超える重要な前提や不確実性を詳述する。”水平ロジックは、“プロジェクト明細に記述されているプロジェクトの目的をどのように測定し、測定する手段をどのように立証するかを規定する（コラム2と3）。これはプロジェクトの監視と評価の枠組みとなる。^{注19)}”

開発と人権の実践家は人権ベースの論理枠組みマトリックスを作ろうと試みてきた。注目すべきは二つの試みである。一つはログ・フレーム・マトリックスの修正版を開発したアクション・エイド・バングラデシュで、もう一つは計画・実施枠組み分析（Planning and Implementation Framework Analysis）である。それはHRBA（参考シート9-B参照）の要素を取り込んでいる。二番目のものはフィリピン国家経済開発局（NEDA）が人権基準、規範および原則を組み込みながら論理的な枠組みマトリックスを修正したものである。

NEDAの修正論理枠組みマトリックスの使用を奨める。これは計画作りの各段階で次のように組み込まれる。

ステップ8. プロジェクトのゴール（あるいは影響）、目的（あるいは結末）、産物（あるいは結果）そして人権関係における活動を設定し、垂直の論理を認証せよ。

垂直論理は“もし—そうなら 因果関係”で表されることを思いだす。

- ・もし活動が実施されれば、産物（結果）は生まれる。
- ・もし産物（結果）が生まれれば、目的（結末）は支持される。
- ・もし目的（結末）が支持されれば、ゴール（インパクト）達成のための協力をえられる。

ゴール（インパクト）、目的（結末）、産物（結果）そして人権関係の活動の設定はステップ6と7の結果を基に行う。

- ・ゴール（インパクト）は実現されるべき権利であり、すべての人が実際にその権利を完全に享有したときに初めて実現したと言える権利を表す一つの統一した長期ビジョンを表す。ゴール（インパクト）はプロジェクトだけでは達成できないし、その他のプロジェクトやプログラムからの協力を必要とする。そのため、ゴール（インパクト）は共通のプラットフォームを提供できるほど十分広範囲なものであるべきであり、常に前向きに書かれていなくてはならない。
- ・目的（結末）は長期ビジョンをもたらす、最も危険にさらされている権利を実現させるために必要な機関あるいは個人の振る舞いにおける肯定的な発展的变化を表す。目的（結末）は関連する人権規範、基準および原則を包含する。
- ・産物（結果）は有形の産物を表すが、それは望ましい変化をもたらされるよう具体的に貢献し、最も危険にさらされている権利の実現に役立つような物あるいはサービスの形ででてくる。産物（結果）はプロジェクトの成果物であり、参加、責任、非差別、透明性、人間の尊厳、エンパワメント、法の支配の人権原則に沿って生み出される。
- ・活動はプロジェクトの具体的な貢献を届けるために遂行されるべき具体的な任務であり、望ましい変化をもたらす、最も危険にさらされている権利の実現を支持する。産物（結果）と同じように、活動は参加型であり、非差別、透明で、エンパワーを行ない、人間の尊厳と法の支配の原則に固着していなくてはならない。

司法への平等なアクセスの強化を目指すプロジェクトは、活動、産物（結果）そして目的（結末）がより強い司法への平等なアクセスをもたらすよう確実にしなくてはならない。

不正義を是正することを目指すプロジェクトは、活動、産物（結果）および目的（結末）が、人権、とりわけ賠償の権利と、行為と結果の人権義務と人権原則、基準、規準の順守の完全で平等で差別のない享有をもたらす。

ステップ9. 人権の文脈でリスクと前提を描き、適切な安全装置を設計せよ。

実際に起きている論争、問題あるいは状況に対応するため、プロジェクトを取り囲む環境を理解することが重要である。プロジェクトの実施環境を理解するには、リスクと前提の同定を必要とする。オーストラリア国際開発局は、「前提を現実的に同定して対処することに失敗すれば、それは活動の失敗の元にもなる。」と注意した。^{注20)}

前提は、“プロジェクトの成功に影響を及ぼす（あるいは決定する）潜在性をもつ外部要因”として定義されるが、プロジェクトマネージャの直接管理の外側にある。それらは疑問への答えである：「プロジェクト実施と恩恵の長期的持続性にインパクトをもたらすはするが、プロジェクトマネージャの管理の外にある外部要因は何か？」^{注21)} リスクはまた危険、脅威、害あるいは損失にさらされるかもしれない可能性を高める外部要因である。

リスクと前提を同定するために、プロジェクトの環境に影響を与え、プロジェクトの成功あるいは失敗にインパクトを与えるが、プロジェクト提案の直接的な管理の外にある政治的、経済的、社会文化的、技術的、法的、政策的小および制度的問題を考慮すること。そして、リスクと前提の試験をして、プロジェクトの成功の蓋然性を査定する。プロジェクトの成功に欠かせないと思えるリスクと前提に的を絞りながら、賢く選びだす。「これをするための決まった方式はなく、ある程度の主観が必要となる。」^{注22)} 起こりうる可能性のあるリスクと前提だけを含めること。

リスクと前提の同定は安全装置の設計を可能にする：人権において、安全装置は“予測的で先回りをしたものであり、人権の害あるいは脅威を防ぎ、人権剥奪のリスクを取り除くよう設計されている。”^{注23)}

司法への平等なアクセスの強化を旨としたプロジェクトにとって、リスクと前提は、救済制度の利用可能性、入手可能性、文化的受容性そして質の複合的側面、そして関係する人権原則、基準、規準に肯定的あるいは否定的に影響を及ぼす政策、法律、行政令、規則あるいは慣行などの外部要因である。

不正義を是正することを旨としたプロジェクトにとって、リスクと前提は、人権、とりわけ賠償の権利の完全で平等で差別のない享有と、行為と結果の人権義務と、関連する人権原則、基準、規準に肯定的あるいは否定的に影響を及ぼす政策、法律、行政令、規則あるいは慣行などの外部要因である。

リスク分析の実施はおそらく役立つだろう。

ステップ10. 指標と目標値を設定し、関連する人権規範、基準および原則により導かれる認証の手段および源を特定せよ。

指標は“統計データ”と規定され、ある定められた時間、定められた場所での支配的情况を提示するあるいは‘表示する’（たいていは数字で質を示す）ことを試みる。^{注24)} ‘指標’は、開発のどれか一つあるいはほかの側面を測定するために統計上必要な適切性を表わしている。指標は必ずしも直接的ではないし、示そうとすることの正確な測定値でもない。それは、しばしば間接的で不完全な測定値である（例、原因、手段、あるいはインプットの測定値；効果あるいは産物の測定値；特定の発現、全体の中の一段階あるい

は一部の測定値)。これはおそらく社会的発展の指標においては正しいだろう。指標は単に数字の羅列だけではなく、数字の羅列に一連の前提が加わる。それは使用前に注意深い調査と試用を必要とする。^{注25)}

さまざまな著者が独自の人権指標の定義にさまざまな特徴を与えてきたため、人権指標は正確に定義づけられていない。しかし、異なる定義の間に共通する人権指標の重要な特長がいくつかある。

- ・ 指標だけでは人権を測定するのは不十分である。
- ・ 指標は差別の根拠にそってバラバラにされなくてはならない。
- ・ 指標は包括的で参加的であるべきで、最も脆弱な人びとの状態や意見を反映してはならない。
- ・ 指標は説明ができ、正確で信頼性があり、科学的基準とプロセスをベースにしてはならない。
- ・ 指標は透明で、公開されており、タイムリーでなくてはならない。
- ・ 指標は人間の尊厳を促進し、秘密を保持し、プライバシーを尊重してはならない。
- ・ 指標はクレームホルダーの人権享有と、任務を帯びている人の人権義務を守ろうとする努力を測定しなくてはならない。

人権指標の定義と同じように、人権指標の開発と選定を導くべき基準の間に一致はない。それにもかかわらず、共通の基準がある。

- ・ 有効、あるいは測定しようとしているものを測定する。
- ・ 客観的、精確、そして均衡がとれている。
- ・ 信頼できる、一貫性がある、そして比較的長期間をカバーしている。
- ・ 実践的、収集が容易、タイムリー、手の届く価格、正確、そして入手可能。
- ・ 分割に従順
- ・ 便利であり、問題になっている権利に関して非常に重要である。
- ・ 直接人権につながっている。

さらに、以下のような異なる種類の人権指標がある。

- ・ 事件ベースの指標で、大抵、人権組織や活動家が蓄積したものである。それらは、特定の人権侵害を巻き込んだ特定の事件をベースにしている。その例として、多数の超法規的処刑、強制失踪、拷問、恣意的逮捕と拘禁、取り壊し、そして強制退去がある。これら指標は、影響力やアウトリーチが全人口に及ばない人権団体や活動家が集めた情

報に依拠しているため、事件ベースの指標は過小評価されるかもしれない。

- 2006年アンデルセンとサノが開発した“行為の人権指標と結果の人権指標”。これは行為と結果の人権義務の準拠の範囲と人権の享有の範囲を測定する。^{注26)}
- 2000年にUNDPが提案した人権侵害アプローチ、これは義務の準拠の範囲を測定する。それは、人権侵害、その否定的インパクト、そして否定的インパクトに対処した方法に焦点をあてている。^{注27)} 人権侵害アプローチを使うとき、人権侵害が間違いなく起きたかどうかを判断することが重要である。この点より、行為の義務の非準拠なのか結果の義務の非準拠なのか区別をつけなくてはならない。後者の場合、力がなかったのか、やる気がなかったのかの区別をつけなくてはならない。（参考シート7救済制度の人権侵害の議論を参照）。
- サノとリンドゥホルトが開発した人権コミットメント指標。これは4つの主要な指標を使った国内データベースからなる。これらは正式なコミットメントの指標で、人権条約の批准や憲法条文、法律・法学と、拷問、強制失踪、超法規的処刑などの市民的および政治的権利の侵害事件に関する情報を含んだ市民的および政治的権利に関する指標と、結末に対する資源の配分に関する経済的、社会的および文化的権利の指標、ジェンダー発展インデックスのもと集められた情報を基にしたジェンダー差別の指標である^{注28)}
- 国連人権高等弁務官事務所が提案する構造、プロセス及び結末の指標。これは構造的指標を、例えば人権条約の批准、関連する法律、政策、枠組みなど、人権の意志や受け入れを測定するものとして定義している。プロセス指標は人権の漸進的実現の測定を、政策を結果に結びつけて行い、それにより原因と結果の関係を表わすものである。これら指標は義務を負う人が人権の漸進的実現のために行った努力を測定する。結末指標は人権の実現で獲得したものを測定する。最初に、一つひとつの人権の主な特質を特定する。これは人権の、あるいは行為と結果の人権的義務の規範的要素から引き出しうるものである。次に、ある人権の抽出された特質に、構造的、プロセスそして結果の指標を設定する。その次に横断的規準の指標を定義づける。

開発指標と人権指標の間には類似点があるため、既存の開発の指標を人権の文脈で使うことができる。両者とも、政策を知らせるための情報を生み出し、人間の生活の質を高めるという同じゴールをもっている。両者とも結末とインプットという同じ測定値を使う。両者とも平均値とdisaggregation値を使う。しかし、この2つのタイプの指標には違いもある。人権指標は人権の規範的枠組みを基礎にしている一方で、開発指標は開発を推し進める特定の

思想（例えば、功利主義、自由至上主義、平等主義など）を基礎にしているため、概念的基礎は異なる。注目する点も異なる。開発指標は通常、結末とインプットに焦点を置き、人権指標は結末に加え政策、慣行と関係主体の行為に焦点を置く。両者とも分析を必要とするが、人権指標は、禁止されている差別の根拠別に分析した追加の情報を必要としている。測定ツールも異なる。開発指標は概して個人の福利を測定する量的ツールを使うが、人権指標はクレームホルダーと義務者の両者の視点からの情報を提供する量的および質的ツールを使う。

人権の文脈で開発指標を使う場合、これらを入権と調整することが重要になる。2006年、ハントは次のガイドラインを提案した。第一に、指標は権利の規範的要素や行為と結果の入権義務から引き出される入権の規範と合致していなくてはならない。そして第二に、指標は禁止された差別の根拠別に分割されなくてはならない。^{注30)}

司法への平等なアクセスの強化を目指すプロジェクトにとっては、指標に、救済制度へのアクセスのしやすさ、利用しやすさ、文化的受容性および質といった複合的側面と関係する入権原則、基準、規範を測定するものを含むことができる。

不正義の是正を目指すプロジェクトにとっては、指標に、入権、とりわけ補償の権利の完全で平等で差別のない享受と、行為と結果の入権義務及び関連する入権原則、基準、規範の順守を測定するものを含むことができる。

入権ターゲットは、一定の時間枠の中で獲得すべき具体的数値をもつ指標である。入権ターゲットを設定するときに、できるだけ高い個人間の公平性をえるために最小限の差異を目指すべきである。^{注31)} 入権はすべてのクレームホルダーの入権に焦点を置き、その促進を目指すか、クレームホルダーの中でも最も脆弱な人をターゲットに置く。漸進的な連続体の使用は入権ターゲットの設定を容易にする。

入権ターゲットはまた、禁止された差別の根拠別のデータと情報（それらは参加、説明責任、非差別、透明性、エンパワメント、人間の尊厳そして適切な補償のメカニズムをもって開発され獲得されたものである）の管理と利用を求める。

司法への平等なアクセスの強化を目指すプロジェクトにおけるターゲットは、補償制度のアクセス可能性と利用可能性の異なる側面で増加する割合、あるいは、司法の平等なアクセスを享有するクレームホルダーの数の増加を含む。

不正義の是正を目指すプロジェクトは、ターゲットには人権とりわけ補償を受ける権利を享有している人の数の増加や、行為と結果の人権義務や関連する人権の原則、基準、規範の順守を促進する政策や慣行の改善を含む。

ステップ11. 活動のスケジュールを立て、マイルストーンを設定し、特定の責任および責任者を特定せよ。

援助機関は指定の用紙がそれぞれ異なるため、共通する形式は一つもないことを覚えておくこと。応募先となる援助機関の要件を綿密に調査することを薦める。

12. 必要な予算やその他のインプットや資源を推定せよ。

援助機関が指定する予算テンプレートはそれぞれ異なること、そして、時には外国通貨での見積りコストの予算を求められることを忘れてはならない。応募先となる援助機関の要件を綿密に調査することを薦める。

段階3：実施

13. 参加、責任、非差別、透明性、人間の尊厳、エンパワメントおよび法の支配を確保しながら、プロジェクトを実施せよ。

プロジェクト実施の間、プロジェクトの目的達成や、プロジェクトの産物あるいはプロジェクトの成功理の実施に逆効果をもたらすようなことが起きるかもしれない。これらはプロジェクト提案者にとって、内部的（例えば、スタッフや管理者の変更）であったり、外部的（例えば、新法や新しい政策の通過）であったりする。非常にしばしば、これら事件は予見不可能であり、提案者は障害物に対処できる準備も不十分なこともある。これら障害物がプロジェクトに与えるインパクトは、次のような準備を整えてプロジェクトを実施していれば、最低限に抑えることができるかもしれない。

- ・すべての関係する主体、とりわけクレイムホルダーの完全で積極的な参加。
- ・クレイムホルダーに対する、正確に実施可能な管理方法を含むプロジェクトの結果に関する説明責任。
- ・クレイムホルダーやその他の主体に対する非差別。
- ・プロジェクトの情報、管理、プロセスにおける透明性
- ・人間の尊厳の尊重。
- ・クレイムホルダーのエンパワメント。

- ・プロジェクトあるいはその結果によってマイナスの影響をうけるかもしれない人びとの適正な償還メカニズム。

モニタリングと評価

モニタリングと評価の人権ベース・アプローチは、きわめて参加型であり包摂的であり、女性、男性、子どものクレームホルダーや任務保持者あるいはその他の主体など、幅広い範囲の人びとの関与を伴い、それらの人々は積極的にプロセスに貢献するあらゆる機会を与えられる。明確でオープンなモニターと評価プロセス、そして方法論を使って実施するため、透明性が高い。人権ベース・アプローチは、クレームホルダーの洞察を高く評価し、計画の実施前および実施後に起きた力関係の問題を解決することで、クレームホルダーをエンパワーする。それは、開発計画の実施中あるいは開発計画から出てきた苦情や批判を解決する過程に法の支配のメカニズムを取りいれている。^{注32)}

14. 実施中のプロジェクトを関連する人権規範、基準および原則と照らし合わせながら監視せよ。

司法への平等なアクセスの強化を目指すプロジェクトは、補償制度の複合的な側面での利用可能性のレベル、入手可能性のレベル、文化的受容性と質、そして関係する人権原則、基準、規準の順守のレベルで監視する。

不正義の是正を目指すプロジェクトは、人権の享有のレベル、とりわけ補償の権利の享有のレベル、行為と結果の人権義務の順守のレベル、関連する人権原則、基準、規準の順守のレベルに対してプロジェクトを監視する。

15. 定期的に、そして終了時に、人権規範、基準および原則との関係でプロジェクトの成果を監視せよ。

司法への平等なアクセスの強化を目指すプロジェクトは、補償制度の利用可能性、入手可能性、文化的受容性および質の複合的側面と、関係する人権の原則、基準、規準の関係で、プロジェクトの成果を評価すること。

不正義の是正を目指すプロジェクトは、人権、とりわけ補償の権利の完全で平等で差別のない享受と、行為と結果の人権義務と関係する人権原則、基準、規準との関係で、プロジェクトの成果を評価する。

脚注

- 注1) UNDP、2005年、司法へのプログラミング：すべての人にアクセスを、司法への人権ベースのアクセスに関する実務者へのガイド、5ページ。
- 注2) 前掲 136ページ。
- 注3) 司法へのアクセスに関する実践ノート。9/3/2004、6ページ図1. 司法へのアクセスの基本的要素。 UNDP2004
- 注4) http://www.undp.org/legalempowerment/projects_indonesia.shtml
- 注5) UNDP, 2005, 前掲 3ページ.
- 注6) UNDP, 2004. 前掲 6ページ.
- 注7) 原則案「極端な貧困と人権：貧困層の権利」、先住民族の権利宣言；犯罪および権力乱用の被害者の正義のための基本的原則の宣言；国際人権法の重大な侵害と国際人権法の深刻な侵害の被害者のための救済と補償に関する基本的原則と指針；法執行官による武力と銃火器の使用に関する基本的原則と指針。
- 注8) 編入のプロセスは1987年憲法第2部から生じる。それは、フィリピンは国の法律の一部として一般的に受け入れられている国際法の原則を取り入れる・・・と義務付けている。
- 注9) 変換のプロセスは1987年憲法第2部から生じる。それは、上院にすべての条約あるいは国際的取り決めの批准を要求している。
- 注10) 「救済制度」はRebecca L. Sandefurの司法への平等なアクセスの中心点から引用した言葉で、「民事司法問題への公的対応」を指す。Sandfurは司法への平等なアクセスを次のように定義する：一つの社会の異なる集団は、類似した種類の民事司法の問題には類似した解決策の類似した機会をもつ。951ページ。
- 注11) 実質的あるいは事実上の平等は、法律、政策および実践の効果が、女性が経験する内在的な不利を消滅させることにより達成される平等である。国連経済的、社会的および文化的権利の委員会が2005年に第34会期で採択をした一般的意見16の「社会権規約第3条—すべての経済的、社会的および文化的権利の享有に対する男性と女性の平等な権利」参照、国連文書E/C. 12/2005/4。
- 注12) 正式あるいは法律上の平等は、法律や政策が女性と男性を中立的な方法で扱うことで達成される平等である。国連経済的、社会的および文化的権利の委員会が2005年に第34会期で採択をした一般的意見16の「社会権規約第3条—すべての経済的、社会的および文化的権利の享有に対する男性と女性の平等な権利」参照、国連文書E/C. 12/2005/4。
- 注13) 義務を負うものとは、基本的には、国家主体者とさまざまな政府レベルの機関と、権利保持者の人権の享有あるいは非享有に影響を及ぼす立場にある非国家主体である。
- 注14) 国家経済開発局、2011年、開発計画への人権ベースのアプローチ・ツールキット、フィリピン。

- 注15) 国連事務総長、2004年、紛争中および紛争後の社会における法の支配と暫定的司法に関する事務総長の報告。
- 注16) 国家経済開発局、2011年、前掲。
- 注17) 国家経済開発局、2011年、開発計画への人権ベースのアプローチ・ツールキット。
- 注18) オーストラリア国際開発局、2003年、論理的枠組みアプローチに関する指針、オーストラリア国際開発局、2003年、キャンベラ。
- 注18) Ibid. 前掲
- 注19) 欧州委員会、2004年3月、援助提供方法 Vol.1、プロジェクト・サイクル管理の指針、ブリュッセル。
- 注20) Ibid. 前掲
- 注21) 欧州委員会、2004年3月、前掲
- 注22) Ibid. 前掲
- 注23) 国家経済開発局、2011年、前掲。
- 注24) Turk, Danilo, 1990年7月、経済的、社会的及び文化的権利の実現（経過報告）UN Doc E/CN.4/ Sub.2/1990/19
- 注25) 国連社会開発研究所、Turk, Danilo, 1990年7月、経済的、社会的及び文化的権利の実現（経過報告）UN Doc E/CN.4/ Sub.2/1990/19で引用。
- 注26) プログラム及びプロジェクトレベルの人権指標：指標の定義、モニター、評価。Andersen, Erik Andre and Sano, Hans Otto. 2006. デンマーク人権研究所、コペンハーゲン。
- 注27) 国連開発プログラム2000年、人間開発報告2000。オックスフォード大学出版。ニューヨーク。
- 注28) 人権指標国別データと方法論2000、Sano, Hans Otto and Lindholt, Lone. デンマーク人権研究所、コペンハーゲン。
- 注29) 国連人権高等弁務官事務所。2006年5月11日。国際人権文書順守のモニターにおける指標に関する報告。UN DOC HRI/MC/2006/7. 国連人権高等弁務官事務所
- 注30) 到達可能な最高水準の心身の健康を享有するすべての人の権利に関する特別報告者の報告、Hunt, Paul, 2006年3月。UN Doc. E/CN.4/2006/48.
- 注31) 国家計画・政策スタッフ、国家経済・開発局。開発計画への人権ベースのアプローチ・ツールキットに関する意見。Eメールで受信。Ms. Maria Socorro I. Diokno. 2010年7月 8日。
- 注32) 国家経済・開発局、2011年前掲、Inter Agency Task Force and United Nations Systems Staff College. 2007引用。人権ベースのアプローチに関する共通学習パッケージ、促進ガイド。Turin, Italy:

Sponsoring institutions:



Asia-Pacific Human Rights Information Center (HURIGHTS OSAKA)



Human Security Forum (HSF)



Asian Consortium for Human Rights-Based Access to Justice (HRBA2J-Asia)



*Empowered lives.
Resilient nations.*

United Nations Development Programme-Asia-Pacific Regional Centre (UNDP-PRC)



The United Nations Democracy Fund